

令和4年度 第2回大和市入札監視委員会 会議要旨

1. 日 時 令和4年11月29日(火) 10時00分～11時30分
2. 場 所 大和市役所 会議室棟 101会議室
3. 出席状況 委 員 3名
事務局 6名
4. 会議次第
 - 1 委員長あいさつ
 - 2 議題
 - (1) 入札状況について(報告)
 - (2) 入札参加停止業者について(報告)
 - (3) 抽出事案の審議について
 - ・別紙一覧表のとおり
 - 3 答申について
 - 4 その他

【会議要旨】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 入札状況について(報告)
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明。
 - (2) 入札参加停止業者について(報告)
現在の入札参加停止業者の内容について説明。
 - (3) 抽出事案の審議について

①令和4年度北部浄化センター非常用放送設備補修

【抽出理由】

最低制限価格以下の無効が2件あり、かつ、落札率(対設計)が98.26%と高くなっていますが、最低制限価格に問題はなかったのでしょうか。

【回答】

設計にあたり、施設の非常用放送設備は公的単価がないため、市内等の消防施設工事業者3者の設計用参考見積りを用いて水質管理センター補修業務設計積算等指針に基づき、設計金額を算出しました。

設計用参考見積りを用いて積算を行った設計金額については、入札に参加した業者が選定する設備及び労務費等により入札額に差が生じ、入札に参加した業者が市の設計金額を算定することは困難ではありますが、本案件の落札者については、積算能力が高かったものと推測されます。

最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しており、問題はございません。

【質疑】

特になし

②-1 令和4年度中部浄化センター分場沈砂池設備補修

【抽出理由】

条件付一般競争入札であるが、入札者が1者である。条件を満たす業者は、他にもあったが、たまたま1者しか入札しなかったということなのか、条件を満たす事業者が1者しかなかったのか、伺いたい。

【回答】

設計にあたり、市内、県内の機械器具設置業者3者の参考見積りを用いて水質管理センター補修業務設計積算等指針に基づき、設計金額を算出しました。

入札に参加した業者が1者のみであった理由として、入札の時点で業者が抱えている手持ちの工事が多かったなどの理由も考えられます。

【質疑】

委員 : (業者は) 工事の時期は推測できるものか。

事務局：ある程度できる。

委員：時期がわかっているならば、他にも参加がありそうだが。たまたま1者だったということか。

事務局：その様に分析できる。

②-2 令和4年度中部浄化センター分場沈砂池設備補修

【抽出理由】

入札した業者が1者のみで、かつ、落札率が99.18%と高いですが、何か事情があったのでしょうか。

【回答】

設計にあたり、市内、県内の機械器具設置業者3者の参考見積りを用いて水質管理センター補修業務設計積算等指針に基づき、設計金額を算出しました。

入札に参加した業者が1者のみであった理由として、入札の時点で業者が抱えている手持ちの工事が多かったなどの理由も考えられます。

また、参考見積りを用いて積算を行った設計金額については、入札に参加した業者が選定する設備及び労務費等により入札額に差が生じ、入札に参加した業者が市の設計金額を算定することは困難ではありますが、本案件の落札者については、積算能力が高かったものと推測されます。

【質疑】

委員：積算能力が高かったのであれば、もう少し低く出すこともできたであろうから、今回落札率が高かったことの理由としては論理的に矛盾する。

事務局：適正な価格の範囲で落札されたものである。

③大和市役所本庁舎屋上防水改修工事

【抽出理由】

無効が2件あり、また、結果として一番高い金額で入札した業者が落札をしていますが、最低制限価格に問題はなかったのでしょうか。

【回答】

設計価格は、国の定める公共建築工事積算基準に基づき算出しております。採用単価についても、大和市建築工事積算要領に則り、単価優先順位を採用し、県単価や県単価に記載のないものについては見積もり単価等を用い算出しており、設計金額は適正であると考えております。

最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しており、問題ございません。

なお、辞退した1社からは、「技術者の配置が困難になったため」との回答を確認しております。

【質疑】

特になし

④-1 中部学校給食共同調理場中規模改修工事設計業務委託

【抽出理由】

条件付一般競争入札であり、条件を満たす事業者が入札に参加していると考えられるところ、そのうち、2者が最低制限価格を下回る価格で入札し、無効となっている。設計金額が適正であったかどうか伺いたい。

【回答】

本市が発注する工事に伴う設計委託業務については、極端な低入札により、設計が不十分で、施工に至らないことを防止するため、大和市契約規則第15条第2項の規定に基づき、変動型最低制限価格を適用しております。

最低制限価格の基となる設計金額については、市が想定する改修内容に基づいた工種ごと（建築、電気、設備）の工事費に一定率を乗じて設計費を算出しており、国の積算基準に準じているため、適正と考えています。

【質疑】

特になし

④-2 中部学校給食共同調理場中規模改修工事設計業務委託 (No.63)
まごころ地域福祉センター中規模改修工事設計業務委託 (No.64)

【抽出理由】

ともに改修工事設計業務委託の入札であるのに、No.63 の案件のみ最低制限価格が設定されているのはなぜか。

【回答】

本市が発注する工事に伴う設計委託業務については、極端な低入札により、設計が不十分で、施工に至らないことを防止するため、大和市契約規則第15条第2項の規定に基づき、変動型最低制限価格を適用しております。

同要領第4条第2項によると「算出対象の入札の数が5者に満たないときは、最低制限価格を設けない」と規定しており、No.63 中部学校給食共同調理場中規模改修工事設計業務委託の入札対象者は11者、No.64 まごころ地域福祉センター中規模改修工事設計業務委託の入札対象者は2者となっております。そのため、この要領に基づきNo.63 の業務委託は最低制限価格を設け、No.64 については最低制限価格を設けておりません。

【質疑】

特になし

⑤-1 令和4年度道路台帳平面図修正業務委託 (その1)
令和4年度道路台帳平面図修正業務委託 (その2)

【抽出理由】

特定の業者が入札に参加し、分け合っているように見える。落札率も比較的高い。談合の可能性はないのか。

【回答】

設計額については、神奈川県が発行している「標準積算基準書」に則り算出しており、どの業者も人工等確認することができます。使用している単価等も一般的に公表されており、どの業者も同じように設計額を算出できると考えています。また、基準書に記載されていない工種については、神奈川県が発行している「積算参考資料」に則り、徴収した見積りの歩掛から設計額を決定しています。各応札業者は、仕様書の内容やこれまでの落札結果を考慮し、業者が落札額を決めていると思われ、競争性は確保されていると考えます。

今回の測量に関する抽出案件は、入札参加要件を「市内」とし、市内測量業者(現在登録9者)が

応札しています。本市では、市内測量業者へ発注する測量業務委託として、例年、今回抽出案件7件を含む、全18業務を発注しています。参考まで、令和2～4年度における市内各測量業者の受託件数は次のとおりであり、各業者においては、技術者数や本市以外の業務の受注状況に応じて業務を選択し、応札していると思われます。また、落札率については、業者保有設備等による価格の差異が現れにくい業種(殆どが人件費)であるため、自ずと均衡してしまうものと認識していますが、引き続き今後の入札状況には注視してまいります。

測量委託(条件付一般競争入札)における市内業者の受託状況

18業務のうち落札数	R2	R3	R4
落札 1件	2者	2者	4者
落札 2件	6者	5者	4者
落札 3件	1者	2者	1者
落札 4件	0者	0者	0者

【質疑】

特になし

⑤-2 令和4年度道路台帳図電子化業務委託

【抽出理由】

特定の業者が入札に参加し、分け合っているように見える。落札率も比較的高い。談合の可能性はないのか。

【回答】

設計額については、基準書に記載されていない工種のため、神奈川県が発行している「積算参考資料」に則り、徴収した見積りの人工等から設計額を決定し、その中で仕様書の内容等を踏まえ、業者が落札額を決めていると考えています。

【質疑】

特になし

⑤-3 令和4年度基準点・境界点網図修正業務委託（その1）
令和4年度基準点・境界点網図修正業務委託（その2）

【抽出理由】

特定の業者が入札に参加し、分け合っているように見える。落札率も比較的高い。談合の可能性はないのか。

【回答】

設計額については、基準書に記載されていない工種のため、神奈川県が発行している「積算参考資料」に則り、徴収した見積りの人工等から設計額を決定し、その中で、各事業者が仕様書の内容やこれまでの落札結果を考慮し、入札額を決めていると考えています。

【質疑】

特になし

⑤-4 令和4年度境界査定図作成及び埋石業務委託（その1・単価契約）
令和4年度境界査定図作成及び埋石業務委託（その2・単価契約）

【抽出理由】

特定の業者が入札に参加し、分け合っているように見える。落札率も比較的高い。談合の可能性はないのか。

【回答】

設計額については、神奈川県が発行している「基準書」に則り算出しており、どの業者も人工等確認することができます。使用している単価等も一般的に公表されており、どの業者も同じように設計額を算出できると考えています。その中で、仕様書の内容やこれまでの落札結果を考慮し、業者が落札額を決めていると考えています。

【質疑】

委員：⑤-1～4については比較的に積算がしやすく、たまたま落札業者がバラけたということか。

事務局：業者も適正な規模の受注を考えており、例年このような結果になるものと考えている。

- ⑥ 固定資産鑑定評価（時点修正）業務委託（５－１）
- 固定資産鑑定評価（時点修正）業務委託（５－２）
- 固定資産鑑定評価（時点修正）業務委託（５－３）
- 固定資産鑑定評価（時点修正）業務委託（５－４）
- 固定資産鑑定評価（時点修正）業務委託（５－５）

【抽出理由】

これら事業者は、いつまで随意契約での鑑定が認められるのか。

一度、ある土地の鑑定業務について落札すれば、その後も同じ土地について随意契約で鑑定できるとすれば、全体として契約金額が高額になってしまうおそれはないのか。

【回答】

本業務は、３年毎の評価替えに行われる本鑑定業務の価格（原則３年間据え置く）に対し、その価格動向を再評価するために実施する連続性のある業務です。

本鑑定の後、年度毎に地価の下落傾向がある場合に限り行われ、次回の本鑑定までの間に３回実施しますが、契約にあたり、本鑑定を実施した不動産鑑定士が時点修正を行うことで、正確且つ迅速な鑑定が可能となるため、随意契約を採用しています。

また、市の設計に際しては複数者から見積りを取得・採用しており、他市の契約内容と比較しても同等であるため、妥当なもの判断しています。



【質疑】

特になし

⑦ 伝統文化普及啓発事業業務委託

【抽出理由】

随意契約でなければならない理由を説明願いたい。

【回答】

本委託を効果的に実施するためには、本市の文化芸術振興施策を十分に理解していることに加え、「やまと子ども伝統文化塾」各講座の主宰者等との密接なネットワークを有することが求められます。また開催にあたって、イベント企画・実施の実績を多く持つことが必要であり、当該財団はまちかど落語やマンガ探訪記等の日本の文化芸術に関する事業を実施するほか、年間150を超える各種イベントを実施しており、これらの実績によって培ってきた事業運営のノウハウを有しています。

以上のことから、本委託を担うのに当該財団が最適であり、随意契約を締結したものです。

【質疑】

委員：当該財団は既に、やまと子ども伝統文化塾の事務局をしており、本案件の事務局の受け皿としては財団が最適であるとの認識でよいか。

事務局：その通りだ。

⑧広域避難場所案内板改修委託

【抽出理由】

落札率(対設計)が14.19%とかなり低いですが、契約の履行及び設計金額に問題はないでしょうか。また、1者は、予定価格に近似した金額で入札し、残る2者がその20%以下で入札していますが、入札の段階で、契約内容の理解に齟齬があるということはないでしょうか。

【回答】

本委託は、技術的に市内業者への発注が可能であることから、市内業者から取得した参考見積もりを基に経費を算出しており、設計金額に問題はないものと考えます。

しかしながら近年、同一業者1者のみが入札に参加・落札していることから、前回は入札条件である業種の範囲を広げ、加えて今回は県内業者までが入札に参加できるよう地域区分を拡大したことで、当該落札金額で契約を履行できる業者が参入してきたものと思われます。また、設計金額に比べて金額に差があることから、落札業者に聞き取り、契約内容の理解に齟齬が無いことを確認しております。なお、現在履行中の業務であります。これまで契約内容の理解に齟齬はなく履行しております。

【質疑】

特になし

⑨一口羊羹ほか1品目（単価契約）

【抽出理由】

条件付一般競争入札で、内容も多く事業者が入札に参加できそうに思えるところ、入札に参加者が1者しかいないのには、何か理由があるのか伺いたい。

【回答】

事前の参考見積もりを2者から取得し、条件付一般競争入札に臨みましたが、結果、1者の参加となりました。不参加の1者からは「ひざ掛けの単価が最終的に折り合わなかった」旨確認しています。

加工食品と既製品の調達であり、市況に左右される物品とは考えにくいいため、1者のみの参加に留まった特段の理由は不明です。

【質疑】

委員：羊羹というときまざままであるが、どのような指定をするのか。味見はするのか。

事務局：味見はしない。仕様書に10個入りなどの指定をする。

3 答申について

事務局から、答申について事務連絡。

4 その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った。

以上

令和4年11月29日

大和市長 大木 哲 殿

大和市入札監視委員会
委員長 櫛笥 正晴



「入札等事務の運用状況等（令和4年5月1日から8月31日契約分）」
について（答申）

令和4年11月29日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和4年5月1日から8月31日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。

その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で概ね適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その中で、入札参加者が限定されている委託業務案件で、落札業者が分散されている事案がありました。業務の性質上、特定の事業者が発注せざるを得ない場合について、同様の入札結果が続くようであれば、入札参加要件の見直しや、発注する地域区分を拡大するなどの対応が必要になると考えられます。市民に疑念を抱かれることがないように、同様の案件については、引き続き十分に注視していただきたいと思います。

今後も引き続き入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。